

# 介護保険

## 居宅介護（支援）福祉用具購入費の申請方法について

### 1. 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費のあらまし

#### （1）対象者

要介護認定で要支援 1・2、要介護 1～5 に該当した居宅介護（支援）被保険者。

#### （2）対象となる福祉用具の種類

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分の計 5 種類。

#### （3）支給限度額と自己負担額等

限度額 10 万円。自己負担は支給額の 1 割、2 割又は 3 割で、限度額を超える分については全額自己負担。

#### （4）支払い方法

購入時全額自己負担をし、介護保険負担分を後日償還払いします。

### 2. 申請の前に必要なこと

（1）福祉用具は、本人の心身状況や日常動作能力等に応じて選ぶことが大切です。また、車いすや特殊寝台等のレンタル品目と併せて利用することも重要です。

そのため、ケアマネジャー等と事前に相談をし、購入の検討をしてください。

（2）申請書欄には、福祉用具が必要な理由を記載することになっていますので、ケアマネジャー等と相談し、理由欄の記入を依頼してください。

（3）同一種目の福祉用具購入費の支給は原則として 2 回以上行えません（破損した場合や介護の必要の程度が著しく高くなった場合等を除く）。再購入を必要とする場合は理由書を提出してください。

### 3. 申請に必要な書類等

#### （1）介護保険居宅介護及び介護予防福祉用具購入費支給申請書

（申請書の「福祉用具の必要な理由」欄はケアマネジャー等が記入）

#### （2）福祉用具購入の領収証及び購入した福祉用具のパフレット等の写し

（すのこの場合は図面が必要となります）

#### （3）福祉用具サービス計画書（写し）

### 4. 申請先、問合せ先

東久留米市役所福祉保健部介護福祉課介護サービス係（市役所 1 階）

電話 042-470-7777 内線 2553～2557